

平成25年度島根県公営企業会計

決算審査意見書

(概要版)

平成26年9月

島根県監査委員

平成25年度島根県公営企業会計 決算審査意見書の概要

第1 審査の対象

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成25年度公営企業会計の決算及び決算附属資料について審査を行った。

審査の対象とした会計は、次のとおりである。

島根県病院事業会計(中央病院・こころの医療センター)

島根県電気事業会計

島根県工業用水道事業会計

島根県水道事業会計

島根県宅地造成事業会計

第2 審査の結果

審査に付された各事業会計の決算報告書及び附属資料は地方公営企業法等関係法令に基づいて作成され、その計数は正確であり、経営に係る事業の管理は地方公営企業の経営原則に従っておおむね適正に行われているものと認めた。

第3 審査意見

I 病院局

1 病院事業会計

病院事業は、病院を取り巻く厳しい経営環境に対応し、より迅速で柔軟な運営体制を確保するため、平成19年4月から地方公営企業法の全部適用に移行し、その運営を病院事業管理者の権限と責任において実施している。

これまで、医師を始め看護師、薬剤師等医療従事者の確保に向けた処遇改善や院内保育所の開設、あるいは病院機能の充実のため機動的な設備投資を行うなど当面の課題に対し柔軟な対応を行ってきた。

また、平成25年3月に改定した「島根県病院事業中期計画2013」（計画期間：平成25年度～平成28年度）に基づき、医療機能の充実と政策医療の推進、地域医療への支援強化、職員の育成・確保に重点的に取り組んでいる。

平成25年度に意見を述べた「地方公営企業会計基準の見直しへの対応」については、財務規程の見直しや財務会計システムの改修など新会計基準への移行が順調に行われ、平成26年度予算から新会計基準が適用されている。

今後とも、中央病院及びこころの医療センターの両病院について、県立病院としての役割と使命を果たすため、質の高い医療の提供と健全な経営の両立を目指していく必要がある。

(1) 中央病院

ア 病院の概要

中央病院は、県内全域をエリアとした三次医療を担う基幹的病院として、高度・特殊・専門医療を提供するとともに、救命救急センターとしての機能を有するほか、地域医療への支援など県民が安心して暮らすための重要な役割を果たしている。

特に、平成17年1月には「地域がん診療連携拠点病院」として、平成18年1月には「総合周産期母子医療センター」としての指定を受け、また、平成23年度には、感染症対策強化のため感染症外来棟の整備を行い、一層の医療機能の充実を図っている。

また、救命救急率の向上、後遺症の軽減を目的に平成23年6月から運航が開始されたドクターヘリの基地病院として救命救急医療に取り組んでおり、年間の運航実績は700件を超えている。ドクターヘリには医師、看護師が

同乗するため、地域における医師不足をサポートしている状況もある。

イ 経営の状況

平成25年度の総収益は181億3,217万円余、総費用は191億2,026万円余で、9億8,809万円余の純損失となり、平成25年度末の未処理欠損金は145億3,710万円余となった。

なお、純損失から現金の支出を伴わない減価償却費等の費用を除いた償却前損益は10億9,370万円余の黒字であった。

また、償却前損益に資本的収支不足額を加えた単年度資金収支は4億119万円余の赤字で、11年ぶりの赤字となった。

現金預金残高は82億2,844万円余となり、前年度に比べ5,790万円余(0.7%)の増となっている。

ウ 審査意見

新病院建設から15年を経過し、開院時に購入した高額医療機器の更新も必要となっており、計画的な更新を進めているところである。

また、患者数は入院、外来ともに年々減少しており、平成25年度も前年度に比べて減少した。平成26年度に入ってからその傾向が続いている。

については、病院全事業の項で述べる意見や次の点に留意して、今後とも安定的な経営の下で、医療機能の充実と質の高い医療の提供に取り組まれない。

1) 医療従事者の確保・定着について

① 医師の確保について

医療従事者の確保は依然として厳しい状況にあり、医師については、病院の努力にもかかわらず、一部の診療科においては十分に確保できていない状況である。

このような中で、平成25年3月に島根大学、病院、医師会と島根県等行政が一体となって設置した(一社)しまね地域医療支援センターと連携し、研修医の受入病院として、若手医師が県内で専門医や総合医の資格が取得できるようなキャリアプログラムの提供など、若手医師の確保・定着に向けた取組が進められているところである。

また、平成25年度には医師事務作業補助者の増員による事務負担の軽減や宿舍整備等による勤務環境や処遇の改善が図られてきたところである。

については、今後とも関係大学や(一社)しまね地域医療支援センターとの一層の連携を進めるなどにより医師の確保に努められたい。

② 看護師の定着について

看護師については、職員採用における病院局独自の取組などにより確保に努められているところであるが、質の高い看護の提供を維持するためには、看護師の確保だけでなく定着を図ることが重要である。

このため、病院局では、看護師の業務負担の軽減を図るため、育児短時間勤務制度や2交代制・3交代制のいずれかを選択可能とする多様な勤務形態を導入するなど、働きやすい環境の整備に取り組んできたところである。

特に、平成21年に7対1の看護体制を導入し、若年の看護師が増加してきたため、育児休業後も安心して働けるよう平成22年3月には院内保育所が開設された。

看護師の約1割が出産休暇や育児休業取得中の状況にあるため、平成26年度には、院内保育所の定員を60人から85人に増員するとともに、スタッフ支援室を設置して、専門相談員を配置するなど、気軽に相談ができる体制が整備された。

については、引き続きワーク・ライフ・バランスへの考慮や職員に対する支援体制の拡充を検討するなど、より働きやすい環境の整備に努められたい。

(2) こころの医療センター

ア 病院の概要

こころの医療センターは、県の精神医療の基幹的病院として精神科救急・急性期医療や児童・思春期の専門的な精神疾患治療を行うとともに、地域と連携して早期の社会復帰、生活支援などの取組を行っている。

また、病院敷地内には出雲市立神戸川小学校・河南中学校若松分校が併設され、教育と連携した入院児童・生徒の支援に取り組んでいる。

平成25年度に意見を述べた「医師の確保」については、平成25年度に研修医として勤務していた医師を引き続き正規職員として採用できたため、平成26年度に定員である9名の医師の確保が実現した。

イ 経営の状況

平成25年度の総収益は21億9,184万円余、総費用は23億6,440万円余で、1億7,255万円余の純損失となり、平成25年度末の未処理欠損金は35億2,448万円余となった。

なお、純損失から現金の支出を伴わない減価償却費等の費用を除いた償却前損益は1億2,533万円余の黒字であった。

現金預金残高は10億2,997万円余となり、昨年度未払金に計上した退職給与金がなくなったことなどにより、前年度に比べ1億3,337万円余の減となっている。

ウ 審査意見

平成25年度に意見を述べた「安定的な経営の推進」に取り組んでいるが、償却前損益の黒字化は主として退職者の減少によるものであり、依然として厳しい経営状況にある。

また、入院患者数は平成23年度から、外来患者数は平成25年度から減少しており、平成26年度もその傾向が続いている。

については、こうした状況を踏まえ、病院全事業の項で述べる意見及び次の点に留意して事業を行う必要がある。

1) 県立病院としての役割の推進について

島根県病院事業中期計画2013（計画期間：平成25年度～平成28年度）で、医療機能の充実と政策医療の推進に取り組むとされ、精神科の急性期治療体制の充実や医療観察法の入院医療機関指定に向けた検討を進めている。加えて、子どもの心の診療拠点病院として、県の委託により、各保健所圏域において医療・保健・福祉・教育の連携を図り、身近な地域において必要な治療や支援を受けることができる体制整備を図っている。

一方で、精神科医療において入院治療中心から地域生活中心へという流れが進む中で、入院患者の円滑な地域移行・定着の実現を図るために地域の医療機関や福祉施設、行政機関との連携を進める取組が一層重要になっている。

については、適正な一般会計の負担の下、医療の質の向上や効率的な医療の提供、さらには地域医療への支援という県立病院としての役割を果たすための取組を引き続き進められたい。

(3) 病院全事業

ア 審査意見

1) 病院事業中期計画の策定について

中央病院では、島根県病院事業中期計画2013（計画期間：平成25年度～平成28年度）に基づき、良質な医療の提供と経営基盤の確立の推進に取り組んでいるが、平成25年度決算においては、患者数の大幅な減少などにより計画を上回る純損失を計上し、単年度資金収支は11年ぶりの赤字となった。

また、こころの医療センターでは、精神科医療における入院治療中心から地域生活中心へという流れの中で、入院患者が減って病床利用率の低下が続いており、効率的な運営や患者の重度化に対応すべく病棟の再編を進めている。

このように患者数の減少や医療政策の変化等により、医業収益、病床利用率の低下など病院を取り巻く経営環境が厳しい中であって、引き続き質の高い医療を提供していくとともに、効率的かつ安定的な病院の経営を行っていくことが求められている。

については、次期中期計画（計画期間：平成27年度～平成30年度）の策定に当たっては、次の点などに留意して進められたい。

- ・ 現中期計画を十分検討・評価すること
- ・ 県立病院の役割や経営状況について、県民に十分な情報提供を行うこと
- ・ 今後の患者動向や医療政策の変化を踏まえた的確な収支見通しを立て、施設設備や医療機器の更新等の適時の設備投資計画を定めること

2) 医療費の個人負担未収金への対応について

両病院においては、医事業務委託業者との連携などにより医療費の個人負担未収金の発生の抑制と回収に積極的に取り組まれており、個人負担未収金のうち発生から1年以上経過したものは、平成25年度末には両病院合計で1億3,266万円余となり、6年連続して減少した。

この未収金に係る適切な債権管理については、これまでも意見を述べたところであり、病院局においては、債権放棄がやむを得ない場合の基準づくりなど具体的な検討が進められているところである。

については、引き続き医療費の個人負担未収金の縮減に努力するとともに、基準に基づいた適切な債権管理を進められたい。

3) 経営状況の県民への説明について

地方公営企業については、平成26年度予算から新会計基準が適用されており、病院局では、財務規程の見直しや財務会計システムの改修など新

会計基準への移行が順調に行われたところである。

今回の制度改正により、これまで資本としていた借入金（企業債）を負債として計上したり、退職給付引当金の計上が義務化されるなどしたため、財務諸表上の数値は大きく変動しているが、経営実態の変動によるものではない。

については、経営状況の公表に当たっては、県民の正しい理解が得られるよう十分な説明に努められたい。

4) 消費税引上げへの対応について

病院が薬品や診療材料、医療機器等を購入する際には消費税が課税されるが、診療報酬は非課税扱いとされているため、病院は患者に転嫁できず、実際の納税計算に当たって控除できなかった仮払消費税及び地方消費税に係る金額については、病院の負担となっている。

平成26年4月に消費税が5%から8%に引上げられた際には、国は、負担増分は診療報酬改定において措置済みとの立場であるが、実際に病院が負担している額に比べ極めて不十分なものとなっている。

平成27年10月から消費税の再引上げが行われた場合には、これによりさらに病院負担の額が増加し、病院経営が圧迫される懸念がある。

については、消費税引上げに係る動向を注視しながら、全国自治体病院開設者協議会等関係団体とも連携し、医療に係る消費税制について抜本的改革を図るよう国への要望活動に継続して取り組まれたい。

II 企業局

1 電気事業会計

ア 事業の概要

電気事業として、水力発電事業と風力発電事業の2事業を行っていたが、平成26年3月14日から、江津浄水場太陽光発電所において発電を開始し、太陽光発電事業を加えた三方式での事業展開となった。

水力発電事業は三成発電所等13発電所（14発電機）を最大出力28,950kWで経営し、風力発電事業は2発電所（風車12基）を最大出力22,500kWで経営しており、太陽光発電事業は太陽光発電モジュール（242W）を1,848枚設置し、最大出力430kWで経営開始し、いずれも中国電力株式会社に電力供給している。

イ 経営の状況

平成25年度の総収益は22億3,555万円余、総費用は17億9,464万円余で、4億4,091万円余の純利益となり、平成25年度末の利益剰余金は、7億1,509万円余となった。

ウ 審査意見

平成24年7月に施行された再生可能エネルギーの固定価格買取制度が通年適用となった結果、売電価格の大幅な上昇による増収となって経営改善に大きな効果を挙げた。

風力発電事業については、両発電所とも1基が長期間の運転停止となる故障が発生し、設備稼働率が著しく低下したが、固定価格買取制度の通年適用による収入増により、2年連続して単年度黒字となった。前年度と同様、隠岐大峯山風力発電所の赤字を江津高野山風力発電所の黒字で補っている。

なお、江津高野山風力発電所においては、運転により生ずる風車の風切音や発電機の機械音等について、地元住民からの情報を受け付けるとともに、現地常駐のメンテナンス業者による機器調整や強風時の運転停止等の対応を行うなど、理解促進に向けた取組を続けている。

さらに、隠岐大峯山周辺地域も含め、風力発電所周辺地域活性化支援事業交付金制度により周辺地域の活性化支援活動を行い、理解促進に努めている。

については、企業局全事業の項で述べる意見や次の点に留意して事業を行う必要がある。

1) 風力発電の故障時における対応について

風力発電について、設備利用率を上げ、発電量を増大させるためには、万全の運転態勢を整え、良好な風況を逃さず運転することが必要である。

特に隠岐大峯山風力発電所においては、運転開始後10年を経過したことによる経年劣化等に起因すると見られる機械的な故障が近年増加している。

故障による運転停止時間の短縮には、部品等の適正在庫を行うとともに、日常点検と速やかな復旧が必要である。

平成26年度から、隠岐大峯山風力発電所においては近隣のメンテナンス業者への管理委託に変更し、江津高野山風力発電所においてはメンテナンス業者の現地常駐化を行い、異常発生時の点検や騒音発生時の調整対応等に迅速に対応出来る体制へと改めたところである。このことにより、平常の点検体制も充実強化されている。

一方、常駐体制をとるにあたり、運用委託経費は従来に比べ約1千4百万円余の増となっており、経費増に見合った効果が見込まれるのか検証しながら取組を進めていく必要がある。

については、発電単価等の採算性に係る指標や今後の所要経費を含めた経営シミュレーションを踏まえ、採算性の確保を図りつつ、運用や故障修繕等に係る経費の圧縮を考慮に入れ、適切な対応を進められたい。

2) 水力発電所の老朽化に伴う更新について

既存の水力発電所は、発電開始後約61年経過した三成発電所をはじめとして老朽化した施設が多く、その長寿命化対策が今後の大きな課題である。

企業局においては、三成発電所等4か所の発電所について、平成26年度から3か年かけて更新することとしている。

固定価格買取制度の適用を受けるため、水車・発電機・変圧器・遮断器の4設備の更新を計画しているが、その費用は高額となる一方、増収効果も大きく、経営上の有利性があるとされている。

については、発電単価等の採算性に係る指標や経営シミュレーション等を踏まえ、更新経費の節減を図るとともに計画的な取組を進められたい。

2 工業用水道事業会計

ア 事業の概要

工業用水道事業は、飯梨川工業用水道、江の川工業用水道の2か所で給水を行っている。

飯梨川工業用水道事業は日量 34,000 m³の給水能力を持ち、県東部の 31 事業所に給水を行った。売水率は前年度から 0.2 ポイント上昇し 59.3 %となった。

江の川工業用水道事業は日量 15,000 m³の給水能力を持ち、江津地域拠点工業団地の 1 事業所に給水を行っているが、平成 25 年度は、同事業所に対し日量 1,800 m³の工業用水及び日量 2,100 m³の原水を供給した。原水は、平成 25 年 1 月から供給しており、通年供給になったことにより売水率は前年度から 10.1 ポイント上昇し 26.0 %となった。

イ 経営の状況

平成 25 年度の総収益は 2 億 8,580 万円余、総費用は 3 億 2,321 万円余で、3,741 万円余の純損失となり、平成 25 年度未処理欠損金は 6 億 6,582 万円余となった。

ウ 審査意見

全体としては、企業における水使用節減の取組などにより、工業用水需要の著しい伸びを期待することは難しい状況にある。引き続き企業誘致等に努力され、必要な修繕・改良工事等を実施して安定給水に努めていく必要がある。

については、企業局全事業の項で述べる意見や次の点に留意して事業を行う必要がある。

1) 飯梨川工業用水道事業の需要拡大対策・老朽化対策について

飯梨川工業用水道事業においては、引き続き経費節減に努めるとともに、新規契約などによる需要拡大対策に取り組まれない。

施設の耐震化については平成 28 年度を目途に対策が進められているところである。

しかし、給水開始から 40 年以上が経過し、老朽化対策工事が必要となっており、実施に伴って経費増が見込まれることから、老朽度の実態を的確に把握した上で、重要度、優先度、緊急度を十分考慮しつつ、適切な維持管理により長寿命化を図っていくアセットマネジメント（資産管理）の考え方により、老朽化対策を計画的・効率的に進められたい。

2) 江の川工業用水道事業の需要拡大対策について

江の川工業用水道事業においては、昨年度に進出が決定したバイオマス発電を行う企業に対し、平成 26 年 12 月から供給開始となり、また既存企業の原水供給も増量が予定されている。さらに先頃、金属表面処理加工等を行う企業が新たに進出することが決定したところであり、この企業への工水供給を開始する平成 27 年度以降は大幅に売水率向上が期待される。

これまでの需要拡大の取組を評価するものであり、引き続き知事部局、地元市、関係団体等と連携した企業誘致による需要拡大に取り組まれない。

3 水道事業会計

ア 事業の概要

水道事業として、島根県水道用水供給事業（飯梨川水道事業、斐伊川水道事業）及び江の川水道用水供給事業の2事業を行っている。

飯梨川水道事業は日量 52,000 m³の給水能力を持ち、県東部の2市に給水を行い、売水率は64.2%であった。

斐伊川水道事業は、日量 35,400 m³の給水能力を持ち、県東部の3市1企業団に給水を行い、売水率は59.8%であった。

江の川水道事業は日量 27,000 m³の給水能力を持ち、県西部の2市に給水を行い、売水率は48.6%であった。

イ 経営の状況

平成25年度の総収益は17億5,477万円余、総費用は16億8,484万円余で、6,992万円余の純利益となった。

ウ 審査意見

水道事業は住民生活に直結する事業であり、将来にわたって安全・安心な水の安定的な供給が求められる。

については、企業局全事業の項で述べる意見や次の点に留意して事業を行う必要がある。

1) 施設の適切な修繕等老朽化対策について

飯梨川水道事業(昭和44年供給開始)及び江の川水道事業(昭和60年供給開始)の両施設の耐震化は、平成28年度を目途に対策が進められているところである。一方、施設自体の老朽化が進んでおり長寿命化対策が必要となっている。

については、老朽度の実態を的確に把握した上で、重要度、優先度、緊急度を十分考慮しつつ、適切な維持管理により長寿命化を図っていくアセットマネジメント(資産管理)の考え方により、老朽化対策を計画的・効率的に取り組まれない。

なお、実施に当たってはその費用が将来の給水料金に影響することから、受水先と十分協議を行った上で進められたい。

4 宅地造成事業会計

ア 事業の概要

宅地造成事業は、江島工業団地及び江津地域拠点工業団地の2事業を行っている。

平成25年度は、江島工業団地において、1区画 1,059.45 m²の分譲があった。

イ 経営の状況

平成25年度の総収益は2,253万円余、総費用は2,259万円余で、6万円余の純損失となり、平成25年度末の利益剰余金は2,020万円余となった。

ウ 審査意見

平成25年度末の分譲率は、江島工業団地の92.8%に対して、江津地域拠点工業団地は28.4%（造成済面積に対しては63.9%）と低い状況が続いているが、平成26年度に入って新たな動きが出てきている。

については、企業局全事業の項で述べる意見や次の点に留意して事業を行う必要がある。

1) 企業誘致の促進について

江島工業団地については、完売を目指して、残存する区画への企業誘致や既存進出企業の事業拡大等の機会を逃さず、未分譲地の販売を進められたい。

江津地域拠点工業団地において、県のさまざまな立地支援策を活用しながら誘致交渉を進めた結果、平成25年度にはバイオマス発電を行う企業の立地が実現した。

また、平成26年度には新たに2社の進出（計画面積約35,450 m²）が決定した。

これらの企業誘致の取組を高く評価するとともに、引き続き、造成済区画の完売に向けて、関係部局・団体等と連携を緊密にとり企業誘致の促進に努められたい。

5 企業局全事業

ア 審査意見

1) 経営計画の着実な実施について

島根県企業局経営計画（計画期間：平成23年度～平成27年度）では、企業局の役割を「常に企業の経済性を発揮しながら、事業を通じて地域住民の福祉の向上、地域社会の発展に寄与すること」と定め、4つの基本方針（顧客本位の経営、健全経営の確保、環境や地域への貢献、信頼される公営企業経営）のもとに、目標を達成するための行動計画・具体的な取組を定めている。

計画実施3年目となる平成25年度の実績についても、設定した単年度目標が達成されていない項目が見受けられるので、その原因をきちんと分析し、目標達成に向けた改善策を検討、実行するとともに、職員一人ひとりが与えられた役割と使命を再認識し、経営参画意識を持って、引き続き経営計画の着実な実施に努められたい。

2) 経営状況の県民への説明について

地方公営企業については、平成26年度予算から新会計基準が適用されており、企業局では、財務規程の見直しや財務会計システムの改修など新会計基準への移行が順調に行われたところである。

今回の制度改正により、これまで資本としていた借入金（企業債）を負債として計上したり、退職給付引当金の計上が義務化されるなどしたため、財務諸表上の数値は大きく変動しているが、経営実態の変動によるものではない。

については、経営状況の公表に当たっては、県民の正しい理解が得られるよう十分な説明に努められたい。